

四日市市告示第516号

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年9月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市民間社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱(平成15年四日市市告示第389号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」<u>(令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知)</u>別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「次世代育成交付金要綱」という。) <u>6(6)</u> または <u>6(7)</u> に定める施設及び設備 <u>(6(6)表①欄(1)ウに定める施設及び設備を除く。)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「<u>就学前教育・保育施設整備交付金の交付について</u>」(令和5年8月22日こ成事第466号こども家庭庁</p>	<p>(交付対象事業)</p> <p>第3条 この補助金の交付対象事業は、次の各号いずれかに該当する施設等の整備事業とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」<u>(平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知)</u>別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」(以下「次世代育成交付金要綱」という。) <u>6(5)</u> または <u>6(6)</u> に定める施設及び設備</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 「<u>平成27年度保育所等整備交付金の交付について</u>」(平成27年12月15日厚生労働省発雇児1215</p>

長官通知）別紙「就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱」に定める施設

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他国庫補助対象経費（第3条第1号、第6号及び第7号に規定する施設等にあつては県補助対象経費）又は次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領1及び就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定める対象経費

(市町村交付金に係る補助金交付額)

第6条 (略)

2 (略)

3 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱に定める市町村交付金に係る補助金の交付額は、8(1)①、8(2)①に該当する場合は国交付金の額に1.125を乗じた額、8(1)②、8(2)②に該当する場合は国交付金の額に1.5を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

第4号厚生労働事務次官通知）別紙「平成27年度保育所等整備交付金交付要綱」（以下「保育所等整備交付金交付要綱」という。）に定める施設

(補助対象経費)

第5条 この補助金の交付対象となる経費は、施設等の新築、増築、改築、拡張、大規模修繕等に要する経費のうち、次の各号に該当するものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) その他国庫補助対象経費（第3条第1号、第6号及び第7号に規定する施設等にあつては県補助対象経費）又は次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領1及び保育所等整備交付金交付要綱に定める対象経費

(市町村交付金に係る補助金交付額)

第6条 (略)

2 (略)

3 保育所等整備交付金交付要綱に定める市町村交付金に係る補助金の交付額は、8(1)アに該当する場合は国交付金の額に1.125を乗じた額、8(1)イ、8(2)ア、8(2)イに該当する場合は国交付金の額に1.5を乗じた額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

<p>(市単独補助金交付額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条第4号に係る整備事業については、新設する施設に限り補助対象とする。</u></p> <p>4 <u>第1項及び第2項に掲げる補助金</u>は、予算の範囲内において交付するものとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(補助金交付方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条第4号、第6号又は第7号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。</u></p>	<p>(市単独補助金交付額)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前2項に掲げる補助金は、予算の範囲内において交付するものとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p>(補助金交付方法)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条第6号又は第7号に規定する施設を整備する場合は、前項の規定にかかわらず、予算の範囲内で一括交付できるものとする。</u></p>
---	---

改正後			
別表第1			
種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
市町村交付金対象施設	次世代育成交付金要綱4又は安心こども基金管理運営要領別添1又は <u>就学前教</u>	①次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領別添1の3(2)及び <u>就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱8(1)②、8(2)</u> ②に該当する場合は、国又は	100 / 100 以 内

	<u>育・保育施設整備交付金交付要綱</u> で規定する児童福祉施設等	県補助金交付金額に2分の1を乗じた額又は実支出額から第6条の補助金を控除した額のいずれか少ない額 ②安心こども基金管理運営要領別添1の3(1)及び <u>就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱8(1)①、8(2)</u> ①に該当する場合は、国又は県補助金交付金額に8分の3を乗じた額又は実支出額から第6条の補助金を控除した額のいずれか少ない額	
(略)			

改正前			
別表第1			
種別	区分	補助基準額	補助率
(略)			
市町村交付金対象施設	次世代育成交付金要綱4又は安心こども基金管理運営要領別添1又は <u>保育所等整備交付金交付</u>	①次世代育成交付金要綱及び安心こども基金管理運営要領別添1の3(2)及び <u>保育所等整備交付金交付要綱8(1)イ、8(2)ア、8(2)イ</u> に該当する場合は、国又は県補助金交付金額に2分の1を	100 / 100以内

	<p>要綱で規定する 児童福祉施設等</p>	<p>乗じた額又は実支出額から第 6条の補助金を控除した額の いずれか少ない額</p> <p>②安心こども基金管理運営要 領別添1の3(1)及び<u>保育 所等整備交付金交付要綱8 (1)ア</u>に該当する場合は、 国又は県補助金交付金額に 8分の3を乗じた額又は実 支出額から第6条の補助金 を控除した額のいずれか少 ない額</p>	
<p>(略)</p>			

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日以後に行われた施設整備事業から適用する。

(健康福祉部福祉総務課)